

緊急時の登校について【改訂版】 令和元年

原則として、学校が臨時休校するときは、連絡網によって緊急連絡をする。

1 警報発令時・自然災害（台風）時の対応について

(1) 伊方町又は居住している地域において、下記のア～ウのいずれかが発令された場合は登校せずに自宅で待機する。

ア 特別警報

イ 暴風（雪）警報

ウ 避難勧告・避難指示

(2) 正午（12:00）までに、ア～ウが解除された場合は、危険や無理を避けて安全確保の上登校する。登校が難しい場合は、引き続き自宅待機をする。

(3) 正午（12:00）までに、ア～ウが解除されない場合は、登校する必要はない。

(4) 登校前に居住している地域に（大）津波警報が発令された場合も登校せずに自宅で待機する。

(5) バス等の公共交通機関を利用している生徒は、正午以降も公共交通機関が不通の場合は、公欠扱いとする。

(6) 登下校時は、河川の増水、土砂崩れなどに十分な注意をし、余裕を持って行動すること。

（何かあった場合は学校へ連絡をする。）

※ 上記により各自が判断をし、原則として学校への問い合わせはしない。

※ 休業日の部活動・模試等についても同様の対応をとる。

※ 登校が不可能または非常に危険を伴う状況にあるときは、学校に連絡し指示に従う。

例：バスが運行されていない

深い雪や崖崩れ等で道路を通ることができない場合など

2 交通ストの場合

各自で交通手段を講じて平常通り登校する。